

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第27回）

### 議事概要

#### 1 日時

令和2年4月7日（火）17時32分～17時46分

#### 2 場所

官邸4階大会議室

#### 3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣、内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

環境大臣、内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

内閣官房長官 菅 義偉

国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

復興副大臣 横山 信一

内閣府副大臣 大塚 拓

内閣府副大臣 宮下 一郎

総務副大臣 長谷川 岳

財務副大臣 藤川 政人

農林水産副大臣 伊東 良孝

国土交通副大臣 青木 一彦

防衛副大臣 山本 ともひろ

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣官房副長官補 林 肇

内閣官房副長官補 前田 哲

内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（内閣広報官代理） 田中 愛智朗

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 松田 浩樹

#### 4 議事概要

##### 【厚生労働大臣】

4月6日の18時時点で、感染者数は3,906人、前日比の252人増であり、また、死者は80人、前日比7人増となっています。都市部を中心に感染者数の急増が続いておりまして、東京では、4日・5日と2日連続で100人を超え、また、昨日月曜日は通常下がりますが、それでも83名の感染が確認されたところです。また、リンクの追えない孤発例は、ここ数日、新規報告件数の50%、4月6日では70%という水準となっています。

国内の医療提供体制については、本日から、東京都で軽症者の宿泊施設での療養が開始されております。このほか、現時点で、5府県においても、宿泊施設療養・自宅療養の準備やその取組が進められているところです。専門家会議でも指摘されておりますように、感染爆発が起こる前でも、感染者の増加による医療提供体制のひっ迫が現れ始めており、重症者対応を中心とした医療提供体制にシフトしていくことが重要な課題と認識をして、都道府県とも連携をとりながら対応を取っているところです。

##### 【尾身会長】

本日の諮問委員会では、緊急事態宣言の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。まず、緊急事態宣言の該当性ですが、第一に、新型コロナウイルス感染症の重篤度については、通常のインフルエンザよりも肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあると考えられます。第二に、国内における感染の広がりについては、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制も逼迫していることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えられます。以上のことから、諮問委員会としては、公示案どおりの内容で了解をいたしました。対象地域は、地域の感染状況等を勘案して、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の七都府県、期間は5月6日までであります。

次に、基本的対処方針の改正案を検討しました。まず、諮問委員会の基本的な認識について述べます。これまで実施してきた対策は間違っておりません。しかし、「国民の行動変容」、「医療体制の整備」、「保健所の支援」などが徹底されていないことが、解決すべき課題だと考えられます。国が明確なメッセージを出すことにより、国民・企業が一丸となって、「接触機会の低減」に徹底的に取り組めば、事態を収束することは可能です。

具体的には、国民の皆様には、「3つの密」や「夜の繁華街」を徹底的に避けて頂き、「外出自粛」を徹底して頂く、また、企業の皆様には、「BCPの一層の取組」や

「テレワーク等」の積極的な活用を進めて頂く、こうした取組を国民が一丸となって行えば、全体として7割から8割程度の接触機会を低減することが可能ではないかと考えています。

こうした認識に立って、諮問委員会では、主に次の4点が重要なポイントであると考えます。1点目、特措法に基づく外出自粛の要請等を、政府及び地方公共団体が連携して強力に進めること。2点目、我が国の緊急事態措置は、ロックダウンのように社会機能を相当程度、停止させるような施策ではないこと。3点目、2点目について国民に十分に周知し、冷静な対応を呼びかける必要があること。4点目、人と人との接触を減らすために、国民に強力な外出自粛を求めること。

以上を、基本的対処方針等諮問委員会の会長として、報告させていただきます。

### 【西村国務大臣】

今ほど尾身会長からご紹介頂きましたとおり、本日の諮問委員会におきまして、まず、緊急事態宣言の公示案について諮問案どおりご了解頂きました。この後、政府対策本部長であります安倍総理に、緊急事態宣言をして頂くこととなります。

また、これに合わせて基本的対処方針の変更についても、諮問委員会でご議論を頂いたところであり、今ご説明のあったとおりでございます。この後、本部で決定を頂きたいと考えておりますが、資料3について、ポイントを説明させていただきます。まずは、2ページで緊急事態宣言の期間、区域について明記するとともに、これまで判明した事実を踏まえて新型コロナウイルス感染症のクラスター感染の実態や医療提供体制の状況などを記載しております。また、3ページで緊急事態を宣言しても、諸外国で行われている「ロックダウン」のような施策は実施しないことを明記しております。10ページ以降、まん延防止策として、緊急事態宣言の対象区域における都道府県においては、まずは特措法第45条第1項に基づく外出の自粛等について要請を行うこととしております。また、今回の新型コロナ対策として有効であります「三つの密」を避ける対策については、より一層推進することとしております。

今後とも、国内の感染状況につきまして、専門家の皆様に分析頂き、またご意見を頂きながら、都道府県と緊密に連携し、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス感染症のまん延防止策に全力で取り組んでいきたいと考えております。

### 【厚生労働大臣】

国内において感染者が急速に増加し、また、医療提供体制がひっ迫する中で、国民の命を守るため、感染拡大防止と医療提供体制の整備に取り組めます。まず、感染拡大の状況に応じ、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保します。患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがある場合には、軽症者等については自宅療養又は宿泊施設等での療養を行う取組を進めます。

患者が更に増加し、帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、帰国者・接触者外来を増設するなど、早急に受診できる体制を整備してまいります。また、今後の感染者の大幅な増加を見据え、感染症の患者を集約して優先

的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を進めるほか、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用等にあたって必要な支援を行ってまいります。さらに、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、従業者等が感染源とならないよう、「三つの密」を避けることを徹底し、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止するといった取組を進めてまいります。

引き続き、今後の国内での健康被害を最小限に抑えるため、感染拡大防止及び重症化予防に向けて、関係閣僚の皆様と連携しながら、全力で取り組ませて頂きます。

#### 【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

#### 【内閣官房長官】

あわせて、配付をしております資料4の公印規程についても、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

#### 【内閣総理大臣】

本日午前中に開催された基本的対処方針等諮問委員会において、新型コロナウイルス感染症については、①肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、②感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきている、とされました。

このような状況について、全国的かつ急速なまん延による国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言を発出いたします。

緊急事態措置を実施すべき期間は、本日、令和2年4月7日から5月6日までの1か月間とし、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とします。なお、感染拡大の状況等から措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することといたします。

この後の記者会見で、国民の皆様にご説明いたしますが、緊急事態を宣言しても、海外で見られるような都市封鎖を行うものではなく、公共交通機関など必要な経済社会サービスは可能な限り維持しながら、密閉、密集、密接の3つの密を防ぐことなどによって、感染拡大を防止していく、という対応に変わりはありません。

他方で、緊急事態措置の実効性を高め、爆発的な感染拡大を防ぐためには、今般改定を行った基本的対処方針に基づき、都道府県からの外出自粛要請等への全面的なご

協力や、社会機能維持のための事業の継続など、国民の皆様お一人お一人に、十分にご協力をお願いする必要があります。

最も重要なことは、何よりも、国民の皆様の行動変容、つまり行動を変えることです。専門家の試算では、私たち全員が努力を重ね、人と人の接触機会を、「最低7割、極力8割」削減することができれば、2週間後には、感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができます。効果を見極める期間も含め、ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1か月間に限定して、国民の皆様には、「7割から8割」の削減を目指し、外出自粛をお願いいたします。

政府においては、この国家的な危機に当たり、国民の命と健康を守ることを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を進めてまいります。

各位にあっては、今後とも、基本的対処方針に基づき、対策に全力を挙げてください。

以 上